

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
1. 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組				
◎外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備				
1	都道府県・指定都市が、域内に日本語教育を行き渡らせるための体制づくりのための取組（域内の日本語教育の総合的な体制づくり推進事業実施計画策定や日本語教育機関や企業等の関係機関との連絡調整、各地域の日本語教室への指導・助言等を行い域内の日本語教育に関する司令塔機能を担う総括コーディネーターの配置、日本語教育施策の協議、総合調整を行う有識者会議（総合調整会議）の設置等）に対し、その推進を図る観点から、国として補助を行う。	・都道府県・政令指定都市において地域日本語教育の総合的な体制づくりを行う自治体の数 ・地域日本語教育の総合的な体制づくりを通じて、都道府県等と連携して日本語教育を行う市区町村等の数	文部科学省	都道府県・政令指定都市等に対する補助事業として「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を推進し、地方公共団体等が、関係機関等と有機的に連携しつつ、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進している。令和5年度事業では前年度を上回る応募があり、54件の採択を行った。また、当該補助事業では、補助事業者である都道府県等と連携して日本語教育を実施する市区町村（市区町村の国際交流協会を含む。）は、120件程度が見込まれており、地方公共団体における取組は広がる傾向にある。さらには、当該施策を通じ、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図るため次のような取組を実施している。 ・地域における日本語教育の体制づくりのための取組を実施する都道府県等54件に補助を行っている。 ・日本語教育の推進に関する法律に基づく国の基本方針が令和2年6月に閣議決定されたことを踏まえ、当該施策に取り組む体制の整備の一環として、地方公共団体に対して、国の基本方針の策定の周知及び本方針を踏まえた取組の実施に努めるよう通知で依頼した。 ・令和5年3月には、本方針の策定が一層行われるよう、関連する既存の計画と一体的に策定する等の柔軟な対応ができることを通知した。 ・都道府県の基本方針の作成状況については、令和2年以降、年度ごとに作成状況の調査を行い、把握に努めている。また、基本的方針に関する先進的な作成事例についても紹介し、作成を促している。 ・令和4年11月に文化審議会国語分科会において、今後の地方公共団体における日本語教育の現状・課題、具体的な好事例等を挙げて審議し今後の方向性として「地域における日本語教育の在り方について（報告）」が取りまとめられた。この報告を踏まえ、地域日本語教育の優良事例等の情報共有と意見交換、地方公共団体の基本的な方針の作成の周知と依頼を行うため、都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者等を対象とする連絡会議（令和5年10月）等を開催し、同報告の周知及び地域における体制づくりの推進に向けた協議を行った。 ・令和6年2月に都道府県・市区町村等の日本語教育の担当者を対象とした研修を行い、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」を説明するとともに、都道府県等による当該補助事業を通じた地域日本語教育の総合的な体制づくりについても事例を紹介した。 ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として、都道府県・政令指定都市及びこれらの団体と連携して日本語教育を実施する市区町村を支援し、引き続き、生活者としての外国人の日本語教育環境の強化をするための都道府県等の総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施を通じた日本語学習機会の確保を図る。今後の取組は以下のようになっている。 ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」を踏まえた質の向上を図る取組についても支援を行う。（令和6年度募集）

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
2	都道府県・指定都市が、整備した体制の下に、日本語教育人材を活用して、関係機関と連携して地域日本語教育の実施を推進する観点から、日本語教育の以下の取組に対し、国として補助を行う。 ・日本語教育機関、企業等の関係機関と連携し、日本語教師を活用した先導的な日本語教育を実施する。 ・外国人が地域社会に参画して活躍する共生社会を実現していくため、「日本語教育の参照枠」を活用し、学習者の更なる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育を実施する。 具体的には、国による地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進を目的とした支援の中で、「日本語教育の参照枠」を参照した都道府県・指定都市等が行うカリキュラムの立案や地域の日本語教育プログラムの編成、教材等の作成を促進する。また、「日本語教育の参照枠Can do」を活用した日本語能力評価ツールである「にほんご チェック！」（仮称）や日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）の活用についても周知する。 ・市区町村が、都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等を実施する。	・都道府県・政令指定都市における地域日本語教育の体制づくりを行う自治体数 ・地域日本語教育の総合的な体制づくりを通じて、都道府県・政令指定都市と連携して日本語教育を行う市区町村等の数 ・つなひろのアクセス数（令和8年度(2026年度)150万アクセス）【施策番号8再掲】	文部科学省	都道府県・政令指定都市等に対する補助事業である「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の中で、日本語教育機関、企業等の関係機関と連携した取組や、「日本語教育の参照枠」を参照した都道府県・指定都市等が行うカリキュラムの立案や地域の日本語教育プログラムの編成、教材等の作成、市区町村が都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等に対し、補助を行っている。 【教材等について】 「日本語教育の参照枠Can do」を活用した日本語能力評価ツールである「にほんご チェック！」（令和5年度：17万アクセス）や、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）（令和5年度：216万アクセス）の活用について周知し、積極的な活用を促している。その活用状況として、補助事業者である都道府県等と連携して日本語教育を実施する市区町村（市区町村の国際交流協会を含む。）は、前年度の94件を上回る120件程度が見込まれており、多くの地域において活用が進んでいる。 引き続き、先導的な日本語教育を支援するとともに、令和4年11月に文化審議会国語分科会が取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について（報告）」を踏まえ、日本語教育の機会の提供だけでなく質の向上を図る取組となる「日本語教育の参照枠」や「生活Can do」を活用したカリキュラムの立案や地域の日本語教育プログラムの編成、教材等の作成をさらに促進するとともに、各種ツールにおいて周知し活用を推進する予定である。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
3	「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）や、レベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関等により、「参照枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等」を開発することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。開発された各分野の教育モデルが日本語教育実施機関等での教育及び評価に活用されることにより、国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連関による日本語教育の推進と水準の向上を目指す。	・日本語教育機関等における「日本語教育の参照枠」への対応状況の把握 ・上記とともに必要な取組を実施	文部科学省	「日本語教育の参照枠」の普及のために、令和3年10月に文化審議会国語分科会で取りまとめられた「日本語教育の参照枠（報告）」を活用した教育モデル開発事業を令和4年度から実施し、「生活」・「留学」・「就労」の各分野1団体ずつ採択をし、事業を開始している。全団体2か年計画の下、事業を進めており、令和5年度中に開発したモデルカリキュラムの成果報告会の実施及びモデルカリキュラムに係る成果報告書の提出が行われる予定。成果報告書は文化庁HPに掲載し、モデルカリキュラム及び評価手法について普及を図っていく。令和6年度からは令和5年度までに開発された教育モデルの普及を図る取組（研修等）を実施予定である。
4	生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援（例：ニーズやレベルに応じた日本語の学習のための支援等）につなげることのできる人材（「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」）を育成するための必要な研修内容や研修修了者の配置を促進する措置を検討し、これらを順次実施する。また、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を得る。	・研修の実施回数 ・研修の修了者数 ・関係機関における研修修了者の就労状況（令和4年度（2022年度）及び5年度（2023年度）の検討結果を踏まえて検討） ・認証制度の実施状況	法務省	令和5年度においては、令和4年度の検討結果に基づき、有識者等の意見を踏まえ、令和6年度から実施するコーディネーター研修の内容及び研修修了者の配置促進等について検討することとされているところ、令和5年7月以降、有識者と出入国在留管理庁職員を構成員とする（総務省、文部科学省及び厚生労働省の職員がオブザーバー参加）「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」及び「外国人支援コーディネーター研修カリキュラム等策定会議」を開催し、検討を実施した。 令和5年度末に報告書を取りまとめたところ、次年度は、当該報告書をもとに、養成研修を実施するとともに国家資格制度等に関する調査研究を実施する予定。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
5	日本語教室が開設されていない市区町村に対する日本語教室の開設のためのアドバイザー派遣とともに日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う。また、市区町村間の情報交換及び教室開設のノウハウ共有のために、「空白地域解消推進セミナー」及び「日本語教室開設のための研究協議会」を開催する。	・全国の日本語教室がある市区町村数（令和8年度(2026年度)末60%以上）	文部科学省	「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業地域日本語教育スタートアッププログラムとして、日本語教室が開設されていない空白地域に居住している外国人への日本語学習機会提供を目的とし、日本語教室を開きたいと考えている地方公共団体に対し、日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進している。令和5年10月には、日本語教室の開設に向けて取り組んでいる地方公共団体を対象に、日本語教室開催に係る先進事例を紹介する空白地域解消推進セミナーを開催した。加えて、同対象に向け、日本語教室開催に係るノウハウを共有する日本語教室開設に向けた研究協議会を令和5年11月に開催した。市区町村において、これまでに地域日本語教育スタートアッププログラムを活用して日本語教室の立ち上げを実施した数は累積で48団体となり、そのうち令和5年度の新規は8団体となっている。 引き続き、「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業地域日本語教育スタートアッププログラムとして、日本語教室が開設されていない空白地域に日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。
6	有識者等の意見を踏まえ、生活オリエンテーション（生活ルールやマナー等日本で生活するために必要な基本的な情報の提供、初歩的な日本語学習）動画の内容及び動画以外の社会制度等の知識習得のための仕組み（来日前を含む。）について検討する。検討結果を踏まえ、生活オリエンテーション動画の作成・配信並びに地方公共団体及び受入れ機関等において当該動画の活用を促進するための取組を順次進めるとともに、生活オリエンテーション動画の作成・活用以外の必要な施策についても企画・立案・実施する。	・生活オリエンテーション動画の利用回数（令和5年度（2023年度）から動画を配信予定）	法務省	令和4年度において検討された方針に基づき、生活ルールやマナー等日本で生活するために必要な情報の提供、初歩的な日本語学習、社会制度等の知識等の内容を盛り込んだ生活オリエンテーション動画を令和5年度に作成し、配信を開始した。 また、当該動画について、地方公共団体及び受入れ機関等に対し、周知・広報を行い、動画の活用を促進した。令和6年度においては、生活・就労ガイドブックと連携した当該動画の広報、活用方法の周知等の取組を進める。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
7	地方公共団体に対し、生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知を行い、外国人の社会へのスムーズな定着を支援する。	・会議等の場において、生活オリエンテーションに係る地方財政措置について地方公共団体職員に対して説明した回数：年間6回	総務省	会議等の場において、生活オリエンテーションに係る地方財政措置について地方公共団体職員に対して説明を行った。（計10回） 引き続き、会議等の場において、生活オリエンテーションに係る地方財政措置について地方公共団体職員に対して説明を行うとともに、更なる周知の検討・実施に取り組む。
8	日本語教室の設置が困難な地域に在住する外国人が、生活場面に応じた日本語を自習できるＩＣＴ教材（日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つながひろ））を開発・提供するとともに、外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加して、ＩＣＴ教材の充実及び活用促進を引き続き図っていく。	・年間アクセス数対前年度2%増 ・令和8年度（2026年度）終了時点で10%増（150万アクセス到達）	文部科学省	日本語教室の設置が困難な地域に住み、日本語教室に通うことができない外国人のために、ＩＣＴを活用した日本語学習教材（ＩＣＴ教材）については、令和2年6月に日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」を6言語で公開した。その後、我が国の在留外国人の数や世界情勢等を鑑みるとともに、学習ニーズの高まりを踏まえて、言語及び学習コンテンツの追加を行った。令和5年12月にフランス語の追加を行って18言語対応するとともに40場面の日本語学習コンテンツの追加を行い、198動画を公開している。また、本サイトの普及のため、令和5年11月に宣伝動画や使い方ガイドブック等を作成し、本サイトの普及と認知度向上に向けた広報活動に取り組んだ。アクセス数については216万件となった。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
9	外国人が来日後の生活・就労の場において円滑にコミュニケーションをとるため、独立行政法人国際交流基金（JF）を通じ、「JF日本語教育スタンダード」に準拠した教材の提供等、来日前の海外における日本語教育環境の普及を引き続き実施していく。	・「JFにほんごeラーニング みなと」受講者数 計45万人以上 ・「いろいろ日本語オンラインコース」受講者数 ・日本語学習者数（海外日本語教育機関調査）	外務省	・最新の海外日本語教育機関調査（3年ごとに実施）として2021年度調査結果をとりまとめたところ、海外の日本語教育機関における日本語学習者数は379万人超を数えた。学習目的には「日本での将来の就職」が含まれており、日本語教材（オンラインを含む）の多言語化をはじめ、来日前の日本語学習環境を整備・普及するための施策を引き続き実施する。 ・オンライン教材を普及するための具体的取組みとして、「JFにほんごeラーニング みなと」について、「まるとA2B1」の教師サポート付きコース、「アニメ・マンガの日本語（A1）あいさつ」教師サポート付きコースのインドネシア語版、「日本語教師のための教授法オンラインコース」の開講など、内容・レベル・解説言語を拡充し、令和5年度は約250コースを提供した。また、「いろいろ日本語オンラインコース」について、特定技能に関する二国間MOC署名等を踏まえ、対応する言語版を公開した（「入門（A1）」の中国語・モンゴル語・インドネシア語・クメール語・タイ語・ベトナム語・ミャンマー語・ネパール語）。加えて、「入門（A1）」「初級1（A2）」「初級2（A2）」のベンガル語及びラオス語を制作中であり、令和6年度に公開見込み。これら教材の教え方・学び方を紹介するセミナー等の普及活動にも努めている。 ・「JFにほんごeラーニング みなと」受講者数は約15万8,000人、「いろいろ日本語オンラインコース」受講者数は約5万9,000人（令和6年3月末現在）。
10	法務省及び文化庁等関係省庁は、現行の施策の実施状況を踏まえ、更なる日本語教育環境の整備の必要性等について検討する。	—	法務省、文部科学省等関係省庁	関係省庁と連携しながら、現行の施策の実施状況、日本語教育の実施状況の現状把握に努めている。 引き続き、関係省庁と連携しながら、日本語教育の実施状況の現状把握に努めるとともに、「日本語教育の推進に関する法律」に基づく取組や「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の施行状況等を踏まえ、更なる日本語教育環境の整備の必要性等について検討を進める。
◎日本語教育の質の向上等				

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
11	令和5年（2023年）の通常国会で成立した「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づき、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度を整備することにより、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上と日本語教師の能力及び資質の向上を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与する仕組みを構築する。 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の確実な実施を図るため、日本語教育機関等の情報公表や認定の手続、日本語教師の試験実施等に必要な体制等を整備する。	・日本語教育機関の認定制度の整備 ・日本語教師の資格制度の整備	文部科学省	「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の成立を受けて、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において検討を行い、令和5年（2023年）中に政省令等を策定し、令和6年（2024年）1月から関係者への周知を行った。 今後は、同法に基づき、日本語教育機関の認定に係る申請を同年5月から開始するとともに、同年内に日本語教員試験の本試験を実施し、日本語教員の登録を開始する。 さらに、これらの制度の確実な実施を図るため、令和6年度（2024年度）予算において、①日本語教員試験実施業務、②日本語教育機関認定法ポータル構築及び運用・保守業務、③登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習実施業務等を実施することとしている。
12	再掲3			
13	学校における日本語指導の基本的な指導内容・指導方法を示した「外国人児童生徒受入れの手引」について周知・活用を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導のための指導計画作成と指導の充実を促進する。また、同手引の内容を踏まえて作成した教員・支援者向け研修動画や、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用し、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図る。 高等学校については、令和4年度（2022年度）中に日本語指導に係る授業作りのための指導資料を開発し、学校等に対する普及を図る。	・日本語指導が必要な全ての児童生徒が指導を受けられるようにする	文部科学省	「外国人児童生徒受入れの手引」について周知・活用を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導のための指導計画作成と指導の充実を促進している。また、同手引の内容を踏まえて作成した教員・支援者向け研修動画や、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用し、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図っている。 高等学校については、令和4年度（2022年度）に開発した日本語指導に係る授業作りのための指導資料を、学校等に対して普及を図っている。令和5年度（2023年度）は、個に応じた日本語指導のための「特別の教育課程」を編成・実施している事例の収集、周知を行い、制度の活用を促した。また、高等学校における日本語指導に関する研修を実施し、指導の充実を図った。 引き続き、これらの普及を図っていく。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
14	高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施することができる制度を令和5年度（2023年度）から導入し、日本語指導の充実を図る。また、日本語指導の授業作りのための指導資料を開発する。	・日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施することができる制度を令和5年度（2023年度）から導入し、日本語指導の充実を図っている。また、令和5年度（2023年度）に開発した日本語指導の授業作りのための指導資料を、令和6年度（2024年度）以降は学校等に対して普及を図る。
2. 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化				
◎外国人の目線に立った情報発信の強化				
15	「在留外国人に対する基礎調査」等を継続的に実施し、国籍、在留資格、主な使用言語等の属性にも留意した上で、外国人が抱える職業上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握することで、共生施策の企画・立案・実施に反映させる。	・調査の実施状況 ・外国人が抱える問題点の把握・分析の状況 ・調査結果を踏まえた企画等の状況	法務省	これまでの「在留外国人に対する基礎調査」の結果や実施方法等を点検し、その結果を踏まえて、これまで調査対象としてきた在留外国人に加え、企業、学校、監理団体、登録支援機関など外国人を受け入れ等している機関等も対象として、生活上の困りごとについて相談した際に生じた問題点等（言語の問題で正確な意思疎通が難しいなど）に関した「令和5年度在留外国人に対する基礎調査」を令和5年10月に実施し、その調査結果を令和6年3月に取りまとめ、公表するとともに、関係省庁への共有を行った。今後も定期的に調査を実施し、共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。
16	地域における外国人支援者が、相互にその存在や活動内容等を共有する機会を設け、外国人支援者同士が連携・協力して効果的に外国人への支援が行われるよう、外国人支援者のネットワークの構築を図り、外国人支援者ネットワーク構築事例を収集し、事例集を作成する。 また、外国人が抱える問題及び外国人が必要とする支援の内容や情報等の的確な把握と分析を行う。 さらに、NPO・NGO、キーパーソン及びインフルエンサー等を活用した情報発信を推進することにより、多様な外国人の情報入手手段に対応した行政情報発信のより一層の充実・強化を図る。	・外国人支援団体等との連携 ・意見交換の実施回数 ・事例集の作成、展開 ・問題等の把握・分析 ・外国人支援団体等への情報発信の回数	法務省	地方出入国在留管理官署の受入環境調整担当官が、令和5年4月から令和6年1月末までの間に28回、外国人支援団体等との意見交換を実施したほか、令和5年4月から令和6年1月末までの間に59回、外国人支援団体等に対してマイナンバーカード取得や外国人の子どもの就学支援に関する情報等の発信を行った。これらの取組を通じ、地域における外国人支援団体等との連携強化を図った上で、外国人が抱える問題等について情報収集等を行っている。 また、令和6年3月に、出入国在留管理庁において、外国人支援者ネットワーク構築事例を収集の上、事例集を更新し、受入環境調整担当官に共有することで、更なるネットワーク構築の推進を実施している。 引き続き、外国人支援団体等との連携を強化し、外国人が抱える問題や必要とする支援の内容や情報等の把握等を行ってまいりたい。

令和５年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和６年３月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
17	外国人が抱える問題の把握・分析も踏まえて、「何を伝えるか」（社会制度等の知識、人生設計に資する知識等）、「どう伝えるか」、「伝達手段の工夫」に着目し、地方公共団体の好事例を参考にしつつ、日本で生活している外国人に向けた「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」のガイドライン（掲載方針）の作成を行い、関係省庁と連携して情報の内容を改善し、行政機関等が活用できるよう、公表する。	・「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載のガイドラインの作成	法務省	地方公共団体が作成したガイドラインを収集している。 外国人支援者等の意見を聴き、「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」のガイドライン案を作成する。
18	在留外国人がマイナポータル等を通じて必要とする情報を入手することができるようにする。また、在留手続や災害等に係る外国人の状況に応じた必要な情報を発信するため、オーダーメイド型及びプッシュ型の情報発信の在り方について検討する。	・マイナポータルを介した「外国人生活支援ポータルサイト」への閲覧件数（令和４年度（2022年度）及び５年度（2023年度）の検討結果を踏まえて検討）	法務省	令和５年度においては、マイナポータルから多言語で有用な生活情報を一元的に提供している「外国人生活支援ポータルサイト」にリンクできることについて、ＳＮＳ等を通じて周知を行った。また、在留外国人が必要とする情報を迅速に入手することができるよう、オーダーメイド型及びプッシュ型の情報発信の在り方について検討した。その結果、出入国在留管理庁が提供する在留外国人向けのメール配信サービスに新たな機能を追加し、在留外国人の失念等による在留期限の超過を防止するため、希望者に対し在留期限等に係る情報発信を行うこととした。今後は、全国の地方出入国在留管理官署において在留資格に関する申請を行った外国人に交付している申請受付票に「外国人生活支援ポータルサイト」等のURLの二次元バーコードを掲載し、在留外国人に対し、「外国人生活支援ポータルサイト」等を広く周知する予定。加えて、在留申請オンラインシステムで申請を受け付けた際に利用者に送付する通知メールにおいても同様の情報を記載する取組を進めている。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
19	日本司法支援センター（法テラス）において実施している多言語情報提供サービスについて、利用者の認知媒体等に関する調査を実施し、その結果に基づき効果的な周知・広報の方策を検討するとともに、同サービスや法テラスの支援について、ＨＰ・ＳＮＳなどを通じて多言語での情報発信を拡充することにより、同サービスの年間利用件数を増加させる。	・効果的な周知・広報を実施 ・多言語情報提供サービスの利用件数	法務省	法テラスにおいて、多言語情報提供サービス（10言語）について利用者の認知媒体等に関する調査を実施し、ＨＰ及びＳＮＳの有効性を確認した上で周知・広報を実施した。具体的には、ＨＰには「やさしい日本語」を用いた法律用語・相談事例の解説や、10言語に翻訳したよくある質問とその答えを新たに掲載し、X（旧Twitter）では複数言語による発信を行うなど、多言語での情報発信を拡充した。 令和5年度が多言語情報提供サービスの利用件数は、7,676件（令和6年3月末時点）となった。 令和6年度以降は、ＨＰの情報をより分かりやすく整理するとともに、ＨＰやＳＮＳを通じて「やさしい日本語」を含む複数の言語で情報を発信するなどして、引き続き同サービスの利用件数の増加を図る。
◎外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化				
20	外国人受入環境整備交付金の交付要件の見直し等、一元相談窓口の設置を促進するための方策を検討・実施する。	・交付決定した地方公共団体数	法務省	令和5年度からの事業における一元相談窓口の多言語対応について、外国人受入環境整備交付金取扱要領の見直しを行い多言語対応のためにとりうる手段として翻訳機等による対応を記載するなどの改正を行った。 一元相談窓口設置・運営ハンドブックについて地方公共団体から収集した情報を反映した改訂を実施するなど、一元相談窓口の効果的な活用等についての情報提供の取組を進めた。 そして令和5年度には新たに13団体の地方公共団体に対して交付決定しており、更に今後新たに申請を行いたいとする地方公共団体からの相談への対応も行った。また、その他アンケートを実施し、地方公共団体の要望や一元相談窓口の設置・運営状況等の把握に努めながら、今後の設置促進に向けた取組について検討を進めている。 一元相談窓口の設置促進の観点から、地方公共団体における交付金を活用した取組など、効果的な活用方法等について、「一元相談窓口設置・運営ハンドブック」等を活かした周知に努めるとともに、引き続き、地方公共団体の要望等を聞きながら、交付金の見直し等、一元相談窓口の設置を促進するための方策について検討していく。 一元相談窓口の安定的な運営を担保する観点から、交付限度額の決定に係る外国人住民数に関する規定について、外国人住民数の減少が生じた場合に、その減少が地方公共団体ごとに適用される交付限度額の区分の決定に及ぼす影響を緩和するための取扱いを令和6年度事業から適用する。

令和５年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和６年３月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
21	一元的相談窓口等における相談対応事例集を作成し、年に２回程度地方公共団体に共有する。また、受入環境調整担当官が主体となり、地域の地方公共団体担当者等と相談対応における事例研究を含む意見交換会を少なくとも年１回開催するとともに、地方公共団体が運営する外国人向け相談窓口へ入管職員を相談員として派遣する。さらに、一元的相談窓口での対応に資するＦＡＱの作成（改訂）を年１回程度行う。相談事例集等のデータについて、地方公共団体の利便性向上に資する活用方法を検討し、検討結果を踏まえた取組を実施する。	・相談対応事例等の作成 ・地方公共団体の利便性向上に資する活用方法を踏まえた取組の実施（令和４年度（2022年度）及び５年度（2023年度）の検討結果を踏まえて検討） ・地方公共団体の外国人向け相談窓口への入管職員派遣回数 ・事例研究会等の開催回数	法務省	令和５年４月から令和６年１月末までの間、受入環境調整担当官が主体となり、地域の地方公共団体担当者等との事例研究５回及びその他意見交換を221回開催しており、地方公共団体が運営する相談窓口へ入管職員を相談員として307回派遣した。また、令和５年７月に、一元的相談窓口での対応に資するＦＡＱの改訂版を作成し、地方公共団体に共有したほか、令和６年２月には、一元的相談窓口における相談対応事例集を作成し、地方公共団体に共有するなど、地方公共団体の利便性向上に資する取組を行っている。 引き続き、受入環境調整担当官が主体となり、地域の地方公共団体担当者等と相談対応における事例研究を含む意見交換会を少なくとも年１回開催するとともに、地方公共団体が運営する外国人向け相談窓口へ入管職員を相談員として派遣する。 引き続き相談事例等を見やすくするための工夫を行いたい。
22	近年の在留外国人の増加に伴い、言語によっては通訳の確保が困難となっている状況が見受けられることから、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援を実施しつつ、効果的な実施方法等通訳支援の在り方について引き続き検討する。	・通訳支援の利用登録窓口数（令和４年度（2022年度）及び令和５年度（2023年度）実施の検討結果を踏まえて検討）	法務省	令和３年度及び同４年度において、地方公共団体の行政窓口を対象に通訳支援事業の試行を実施していたところ、令和５年４月から、同事業の本格実施をしており、令和６年１月末までの利用登録窓口数は約6,500か所である。また、地方公共団体に対し同事業に係るアンケートを実施し、その結果や通訳支援登録・利用状況等について分析・検証を行い、令和６年度の実施に向け検討した。 引き続き、効果的な実施方法等通訳支援の在り方について検討し、その結果を踏まえ、必要かつ可能なものを順次実施してまいりたい。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
23	多言語翻訳技術について、A Iにより会話の文脈や話者の意図を補完し、ビジネス・国際会議の場での議論にも対応した実用レベルの「同時通訳」の実現に取り組むとともに、特定技能外国人を含めた在留外国人やウクライナ避難民に対応する観点等から重点対応言語を21言語に拡大し、翻訳精度の向上を図る。	・確立した同時通訳技術を活用した製品・サービス化数（令和9年度（2027年度）までに20件）	総務省	A Iによる実用レベルの「同時通訳」の実現に取り組むとともに、重点対応言語を現状の17言語から21言語に拡大し翻訳精度の向上を図るため、令和4年度第2次補正予算等において多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発を実施中である。 令和6年度まで研究開発を実施し、確立した同時通訳技術を活用した製品・サービスの普及を図る。
24	外国人患者の対応を行う医療機関に対する電話通訳の利用促進、希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」への医療通訳者及び外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置支援等とともに、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知、都道府県における医療機関等からの相談にワンストップで対応するための体制整備支援等を通じて、外国人患者が安心して受診できる環境を整備する。	・多言語対応可能な病院数	厚生労働省	予算事業を通じて、医療機関に対する電話通訳の利用促進、希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」への医療通訳者及び外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置支援、都道府県における医療機関等からの相談にワンストップで対応するための体制整備支援等を行うとともに、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知を行った。 令和6年度においても、引き続きこれらの取組を通じて外国人患者が安心して受診できる環境の整備を行う。
25	外国人が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、地方消費者行政強化交付金による支援を通じて、全国の消費生活センター等における外国人向け消費生活相談窓口の整備を支援し、地域における消費生活相談体制の充実を図る。	・消費生活相談体制の充実	消費者庁	「地方消費者行政強化交付金」により、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口の整備等に積極的に取り組む地方公共団体を支援した。 引き続き、「地方消費者行政強化交付金」を通じて、地方公共団体における訪日・在日外国人向け相談窓口の整備等を支援し、地域における消費生活相談体制の充実を図る。

令和５年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和６年３月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
26	その他の外国人に対応する相談窓口においても、相談体制の整備・充実について検討し、検討結果を踏まえて順次整備等を図る。	－	関係府省庁	令和５年度からの事業における一元的相談窓口の多言語対応について、外国人受入環境整備交付金取扱要領の見直しを行い多言語対応のためにとりうる手段として翻訳機等による対応を記載するなどの改正を行った。 一元的相談窓口設置・運営ハンドブックについて地方公共団体から収集した情報を反映した改訂を実施するなど、一元的相談窓口の効果的な活用等についての情報提供の取組を進めた。 そして令和５年度には新たに13団体の地方公共団体に対して交付決定しており、更に今後新たに申請を行いたいとする地方公共団体からの相談への対応も行った。また、その他アンケートを実施し、地方公共団体の要望や一元的相談窓口の設置・運営状況等の把握に努めながら、今後の設置促進に向けた取組について検討を進めている。 一元的相談窓口の設置促進の観点から、地方公共団体における交付金を活用した取組など、効果的な活用方法等について、「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」等を活かした周知に努めるとともに、引き続き、地方公共団体の要望等を聞きながら、交付金の見直し等、一元的相談窓口の設置を促進するための方策について検討していく。 一元的相談窓口の安定的な運営を担保する観点から、交付限度額の決定に係る外国人住民数に関する規定について、外国人住民数の減少が生じた場合に、その減少が地方公共団体ごとに適用される交付限度額の区分の決定に及ぼす影響を緩和するための取扱いを令和６年度事業から適用する。
27	地方出入国在留管理局等の国・独立行政法人等の外国人支援を行う地域の関係機関が合同の相談会を実施するなどし、地域における関係機関の連携・協力を推進し、地域における外国人向けの相談体制等を強化する。	・合同相談会等の実施回数 ・合同相談会参加機関（自治体及びNPO）の延べ参加回数 ・地域における関係機関の連携・協力の体制の構築、推進	法務省	令和５年度（令和６年２月末時点）に、外国人支援を行う全国の関係機関が50回の合同相談会（前年度32回）を実施した。合同相談会参加機関（自治体及びNPO）の延べ参加回数は50回（前年度29回）であった。 また、F R E S Cの取組の地域展開のため、入居している政府機関の各地方支分部局等の連絡先及び所管事項説明資料を更新し共有した。 地域における関係機関による合同相談会について、検証を行い、その結果を踏まえて引き続き実施していく。 関係省庁の各地方支分部局等間の連携・協力を図っていくために、相談対応における地域の関係機関による連絡・協力を構築・推進し、令和８年度には状況の検証・見直しを行う。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
28	再掲16			
29	外国人支援を行う関係機関等に対する業務説明を実施したり、同機関を指定相談場所とするなどして、関係機関との連携を強化し、法的援助を必要とする外国人が適切に法テラスによる支援を利用できるよう努める。	・支援の周知・普及 ・外国人支援者を対象としたセミナー（基礎編）の参加者数	法務省	法テラスにおいて、各地の外国人支援を行う関係機関等に対する業務説明や、外国人支援をテーマに含む地方協議会を開催し、また、同機関等を新たに指定相談場所に指定したほか、同機関等と共同で外国人向け合同相談会等を実施し、外国人が法テラスによる支援を適切に利用できるよう相談体制の整備を進めた。 さらに、法的トラブルを抱えた外国人が法テラスによる支援につながるためには、民間を含めた外国人支援者の協力が必要となるところ、法テラスでは、そのような支援者を対象にセミナーを開催している。今年度も基礎編と応用編合わせて4回開催し、うち基礎編は延べ712人（令和6年3月末時点）が参加した。 令和6年度以降も、引き続き各地の外国人支援機関等に対する業務説明等を実施するほか、外国人向け法律相談の実施体制の整備を進めるなどし、同機関等との連携の強化を図る。また、外国人支援者向けセミナーを開催しつつ、その内容を充実させることにより、支援者等を介した外国人の法テラス利用の拡大につなげる。
30	再掲4			
◎情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進				
31	出入国在留管理庁と文化庁が開催した「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」における議論や「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」の検討結果を踏まえ、研修のための教材等を開発するなどして行政職員等向けのやさしい日本語の研修を検討し充実させる。また、やさしい日本語書き換え例の追加について検討し、その結果を踏まえ、順次これを追加することにより、外国人住民と最前線で接する行政職員等が、通訳・翻訳体制の確保が困難な場合においても、日本語能力が十分でない外国人に対し、やさしい日本語によって必要な情報を迅速かつ的確に提供し、相談に対応できるよう、やさしい日本語の普及を推進する。	・やさしい日本語の書き換え例の追加（令和5年度（2023年度）の検討結果を踏まえて検討） ・教材開発等の検討実施 ・研修実施回数 ・受入環境調整担当官による研修実施回数（令和7年度（2025年度）からの受入環境調整担当官が地域で講師となるための研修の実施状況を踏まえて検討）	法務省	やさしい日本語の書き換え例の追加について、有識者会議を開催し検討を行っている。 やさしい日本語の研修教材について、同会議で動画教材の検討をしつつ、研修教材の開発を進めている。 やさしい日本語の書き換え例を順次追加していく（令和8年度まで）。 やさしい日本語の研修教材を公表する。 受入環境調整担当官が同研修を実施しつつ、支援団体等への研修実施も検討（令和7年度まで）。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
32	地方公共団体が実施する日本語教室をはじめとする地域の日本語教育の体制整備の一環として、外国人住民の地域参加を支える日本語教師や日本語学習支援者、地方公共団体の職員や地域住民に対するやさしい日本語の啓発のための研修及びやさしい日本語を通じて住民同士が協働する取組等を支援することにより、やさしい日本語の普及を促進する。	・地域の日本語教育における、やさしい日本語を活用した地方公共団体の日本語教育への支援を実施	文部科学省	出入国在留管理庁と文化庁が共同で「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」を開催し、とりまとめた「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」（2020年8月）やその関係資料を周知するとともに、「外国人材受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」において、地方公共団体による地域日本語教育の体制づくりの一環として、日本語教室等に参加する日本語学習支援者等に対する研修をはじめとしたやさしい日本語の活用等の支援を継続して実施している。
3. ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援				
○「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等				
33	子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て中の親子の親子同士の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助等を行う地域子育て支援拠点事業を実施する地方公共団体を支援する。	・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて設定された数値目標 10,200か所（令和6年度（2024年度）） ※令和7年度（2025年度）以降は、第3期市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて設定	こども 家庭庁	・地方公共団体に対し、地域子育て支援拠点事業の実施に要する費用の補助を行うとともに、令和4年度第2次補正予算及び令和5年度補正予算において、外国人の子育て家庭が地域子育て支援拠点をより円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を計上している。 ・令和5年度実績値1万713か所 ※令和5年度の国庫補助箇所数に地方単独事業のか所数（令和2年度実績）を加えた数値 ・引き続き地域子育て支援拠点事業を実施する地方公共団体を支援する。
34	幼稚園等（幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園を含む。）にいる外国人幼児等の人数を把握するほか、外国人幼児等への指導やその保護者との連携に当たって求められる支援策のニーズ把握を行う。また、調査研究で開発された研修プログラムの活用について、会議等を通じた周知等を行う。	・外国人幼児の子どもの就園状況を把握するため、引き続き幼稚園等における外国人幼児数等の実態把握 ・上記とともに必要な取組を実施	文部科学省	令和5年度幼児教育実態調査を実施し、令和6年3月に結果を公表した。次回以降の調査においても、引き続き、外国人幼児数等の実態を把握していく。 令和4年度に開発した幼児教育施設における外国人幼児等の受入れや支援に関する教員研修プログラムについて、文部科学省ホームページに掲載するとともに、全国の幼児教育担当指導主事等を対象とする会議においてその周知を行った。令和6年度においても引き続き会議等を通じて周知する予定。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
35	外国人の子どもの就学促進のために地方公共団体が講ずべき事項について、令和2年（2020年）に文部科学省が策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」に基づく取組を推進する。そのため、補助事業「外国人の子供の就学促進事業」の活用を地方公共団体に促し、就学していない外国人の子どもに対する日本語指導等の実施や地域における就学状況調査・就学ガイダンスの実施等の取組を進める。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子ども就学状況を一体的に管理・把握する	文部科学省	令和2年（2020年）に文部科学省が策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」に基づく取組を推進している。そのため、補助事業「外国人の子供の就学促進事業」の活用を地方公共団体に促し、就学していない外国人の子どもに対する日本語指導等の実施や地域における就学状況調査・就学ガイダンスの実施等の取組を進めている。令和4年度に第3回目の外国人の子供の就学実態に関する調査を実施、公表するとともに、就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例を収集・整理し、文部科学省HPにて公開している（令和5年度に4回目の調査を実施し、今後公表予定。取組事例についても後日公表予定。）。引き続き、これらの取組を推進していく。
36	学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書2.1版を令和5年（2023年）4月に作成したところ、当該仕様書に外国人の子どもの就学に関する事項を盛り込むことにしている。令和7年度（2025年度）末までに地方公共団体における住民基本台帳システムとの連携を行うことで外国人の子ども就学状況の一体的管理・把握を図る。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子ども就学状況を一体的に管理・把握する	文部科学省	学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書3.0版を令和6年3月に作成したところ、当該仕様書に外国人の子供の就学に関する事項を盛り込むことにより、管理・把握している。令和7年度末までに自治体における住民基本台帳システムとの連携を行うことで外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握を図る。
37	「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、住民基本台帳等の情報に基づいた就学案内の送付を徹底することにより外国人の子ども就学を促進し、就学時健康診断を実施する。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子ども就学状況を一体的に管理・把握する	文部科学省	多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、住民基本台帳等の情報に基づいた就学案内の送付を徹底することにより外国人の子ども就学を促進し、就学時健康診断を実施している。引き続き、これらの取組を推進していく。

令和５年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和６年３月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
38	補助事業「外国人の子供の就学促進事業」や多言語の就学案内文書等を掲載する情報検索サイト「かすたねっと」の活用を促し、就学案内の多言語化を図る。	・令和７年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する	文部科学省	補助事業「外国人の子供の就学促進事業」や多言語の就学案内文書等を掲載する情報検索サイト「かすたねっと」の活用を促し、就学案内の多言語化を図っている。 引き続き、これらの取組を推進していく。
39	「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、教育委員会が首長部局（住民基本台帳部局等）と連携し、外国人が住民登録を行う際に適切な就学情報の提供を行う。また、文部科学省と出入国在留管理庁が連携し、地方公共団体が開設している一元的相談窓口等において就学に関する情報提供を行う。	・令和７年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する	文部科学省、法務省	【法務省】 受入環境調整担当官を通じて一元的相談窓口等に対し就学に関する情報提供を行った。 引き続き、文部科学省と連携し、就学に関する情報提供を行ってまいりたい。 【文部科学省】 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、教育委員会が首長部局（住民基本台帳部局等）と連携し、外国人が住民登録を行う際に適切な就学情報の提供を行っている。また、文部科学省と出入国在留管理庁が連携し、地方公共団体が開設している一元的相談窓口等において就学に関する情報提供を行っている。令和５年度に第４回目の外国人の子供の就学実態に関する調査を実施、今後公表予定。就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例を収集・整理し、文部科学省ＨＰにて公開している。 引き続き、これらの取組を推進していく。
40	多言語の就学ガイドブックや日本の学校生活紹介動画の普及を図るとともに、我が国の在外公館や駐日各国大使館に情報提供を行い、来日を控えた外国人家庭に対する情報発信を進める。	・就学ガイドブック・動画の周知	文部科学省	多言語の就学ガイドブックや日本の学校生活紹介動画の普及を図るとともに、我が国の在外公館や駐日各国大使館に情報提供を行い、来日を控えた外国人家庭に対する情報発信を進めている。 引き続き、これらの取組を推進していく。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
41	「外国人の子供の就学状況等調査」を継続して実施し、外国人の子どもの就学状況と地方公共団体における就学促進等の実施状況を把握するとともに、先進的な取組事例の収集・普及を行う。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する	文部科学省	「外国人の子供の就学状況等調査」を継続して実施し、外国人の子どもの就学状況と地方公共団体における就学促進等の実施状況を把握するとともに、先進的な取組事例の収集・普及を行っている（令和5年度に4回目の調査を実施し、今後公表予定。取組事例についても後日公表予定。）。引き続き、これらの取組を推進していく。
42	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、プレスクールの実施を推進する。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する	文部科学省	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、プレスクールの実施を推進している。引き続き、これらの取組を推進していく。
43	「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を継続して実施し、プレスクールの先進的な取組事例や教育委員会が作成したマニュアル等を収集し、普及を図る。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する	文部科学省	「外国人の子供の就学状況等調査」を継続して実施し、プレスクールの先進的な取組事例や教育委員会が作成したマニュアル等を収集し、普及を図っている（令和5年度に4回目の調査を実施し、今後公表予定。取組事例についても後日公表予定。）。引き続き、これらの普及を図っていく。
44	多言語の就学ガイドブックや日本の学校生活を紹介した動画の普及を図り、プレスクールや外国人向け就学ガイダンスにおいて、日本の学校制度や教科書無償供与、就学援助、高等学校等就学支援金等に関する情報提供を推進する。	・令和7年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する	文部科学省	多言語の就学ガイドブックや日本の学校生活を紹介した動画の普及を図り、プレスクールや外国人向け就学ガイダンスにおいて、日本の学校制度や教科書無償供与、就学援助、高等学校等就学支援金等に関する情報提供を推進している。先進地域での実践（教材、文書等）を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。引き続き、これらの取組を推進していく。
45	外国人学校における保健衛生の確保に向け、外国人学校への保健衛生に関する多言語での情報発信・相談対応や、地方公共団体等を含む関係者に対する普及啓発に取り組むとともに、それらの活動を通じて得られた成果の展開を図る。	・外国人学校向けの保健衛生に関する情報サイトへのアクセス数の向上	文部科学省	「外国人学校における保健衛生環境整備事業」における取組等を通じ、新型コロナウイルス感染症対策を含めた外国人学校における保健衛生に関する情報発信・相談対応等を多言語で行った。また外国人学校における保健衛生の普及啓発のため、地方公共団体等を含む関係者を対象に、各種セミナーを実施した。令和5年2月に開設した外国人学校向けの保健衛生に関する情報サイトは、令和5年度58,541件のアクセスがあり、アクセス数は順調に向上している。今後も引き続き上記取組を継続するとともに、成果の展開を図る。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
46	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促すことにより、学校での日本語指導体制を構築するための母語支援員の派遣や学校内外において母語・母文化を尊重した取組を推進する。その際、必要に応じて、NPO等との連携も推進する。 教員・支援者向け研修動画や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用した教員研修において、母語・母文化を尊重した取組の重要性について啓発に取り組む。	・日本語指導が必要な全ての児童生徒が指導を受けられるようにする	文部科学省	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促すことにより、学校での日本語指導体制を構築するための母語支援員の派遣や学校内外において母語・母文化を尊重した取組を推進している。その際、必要に応じて、NPO等との連携も推進している。 また、独立行政法人教職員支援機構による「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により、地域における研修指導者の養成を実施するほか、地方公共団体等からの要請に応じて、地方公共団体が行う研修の講師や助言指導として「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を行っている。 引き続き、これらの取組を推進していく。
◎「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等				
47	「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において示した、外国人生徒・保護者のための進学ガイダンスの実施や、公立高等学校入学選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）の取組を推進する。	・日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において示した、外国人生徒・保護者のための進学ガイダンスの実施や、公立高等学校入学選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）の取組を推進している。 引き続き、これらの取組を推進していく。
48	公立高等学校入学選抜に関する調査において、外国人生徒等に関する教育委員会の取組状況を把握する。	・日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	公立高等学校入学選抜に関する調査において、外国人生徒等に関する教育委員会の取組状況を把握している。 引き続き、これらの取組を推進していく。
49	再掲14			
50	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、高等学校において、外国人生徒等に対するキャリア教育や進路指導の取組を充実する。また、NPO等の関係団体とも連携し、外国人児童生徒等に対する生活相談・心理サポートの実施、放課後や学校内外での居場所づくり（学習支援等を含む。）などの取組を推進し、中途退学防止を含めた包括的な支援体制を構築する。	・日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、高等学校において、外国人生徒等に対するキャリア教育や進路指導の取組を充実している。また、NPO等の関係団体とも連携し、外国人児童生徒等に対する生活相談・心理サポートの実施、放課後や学校内外での居場所づくり（学習支援等を含む。）などの取組を推進し、中途退学防止を含めた包括的な支援体制を構築している。 引き続き、これらの取組を推進していく。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
51	外国人生徒も含めた、課題を抱える生徒に対する学校における相談体制の充実、地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の実施、高等学校等で学び直す者に対する修学支援を実施する。	・日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	外国人生徒も含めた、課題を抱える生徒に対する学校における教育相談体制の充実に向け、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実を図っている。更なる充実を図るため令和5年度補正予算および令和6年度予算を計上している。 また、「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」を活用し、外国人生徒含む高校中退者等を対象に地域資源（高校、サボステ、ハローワーク等）を活用した学習相談及び学習支援等を提供しており、令和6年度以降も継続的に自治体を通じて支援するとともに、優良事例のノウハウ共有・横展開を図る。 さらに、高等学校等で学び直す者に対する修学支援を実施しており、今後も引き続き実施する。
52	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）や教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援、広報活動等の充実を通じてその促進を図る。	・夜間中学の設置数の増加	文部科学省	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）や教育振興基本計画等に基づき、夜間中学の設置促進や教育活動の充実、受け入れる生徒の拡大を推進し、令和5年10月現在は11都道府県・12指定都市に44校の夜間中学が設置されている。令和元年6月に開催された夜間中学設置推進・充実協議会における教育機会確保法の施行状況に関する議論の取りまとめでは、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進することが示され、令和2年度より夜間中学新設の更なる促進のための新たな補助事業の経費を計上し、教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）を開始し、現在、令和6年4月開校予定の福島県福島市、群馬県、大阪府泉佐野市、鳥取県、福岡県大牟田市、北九州市、佐賀県、熊本県、宮崎県宮崎市も含め、夜間中学設置に向けて準備を行っている自治体への支援を行っている。
53	外国人の子どもの適切な将来設計の実現を図るため、高等学校・ハローワーク・関係機関が連携して、子どものキャリア形成支援を行う取組を試行的に実施する。その際、親の参画を含めた子どものキャリア形成支援について理解を進められるよう具体的な方法を検討する。	・試行的に取組を実施 ・今後の取組を踏まえ適切なKPIを検討予定	厚生労働省	都道府県労働局やハローワーク向けに、外国人の子どもの就職に関する内容も含む「職業相談や求人開拓業務等のポイント」をまとめた冊子を各都道府県労働局に周知し、各都道府県労働局やハローワークでの職業相談等に活用している。引き続き、本冊子の見直しや更新を適宜行っていく。
◎「育壮年期」を中心とした外国人に対する支援等				
54	業務に必要な多様な日本語レベルの明確化を目指し、外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブックについて、企業等に周知するとともに、地方公共団体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、活用促進を図る。	・「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を周知 ・職場における日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた動画教材等を周知	経済産業省	留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について企業等に周知するとともに、自治体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、セミナーなどを令和5年度において17回実施し、周知・活用促進を図った。今後は企業における外国人材の活躍に向けたワークショップを実施する等、引き続き各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
55	外国籍社員との職場等における効果的なコミュニケーションの実現を目指し、職場における日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた動画教材等について、企業等に周知するとともに、地方公共団体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、活用促進を図る。	・「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を周知 ・職場における日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた動画教材等を周知	経済産業省	日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションについて、双方向の学びの機会を提供するため、動画教材や学び方の手引きを企業等に周知するとともに、自治体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、セミナーなどを令和5年度において17回実施し、通じて周知・活用促進を図った。今後は企業における外国人材の活躍に向けたワークショップを実施する等、引き続き各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。
56	日本貿易振興機構（JETRO）が作成した中堅・中小企業や支援機関向けの高度外国人材の定着や活躍に関する教材・指導カリキュラムを活用したセミナー・ワークショップ等の実施、企業に対する個別の情報提供を行うことにより、職場における外国人社員と日本人社員が相互に理解し合う環境整備をする。	・「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を周知 ・職場における日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた動画教材等を周知	経済産業省	令和4年度において公開した高度外国人材を採用した後の育成定着並びに活躍をサポートする教材・指導カリキュラムのe-learningコンテンツについて、令和5年度はJETROのコーディネーターが伴走型で支援する中堅・中小企業や、全国社会保険労務士会連合会の会員を中心に、受講を推進した。令和6年度は、e-learningの効果的な広報に向けて高度外国人材活躍推進ポータルでの発信方法の見直しを検討する。
57	安定的な就労の促進及び職場定着を図るため、ハローワークの「外国人雇用サービスコーナー」等において、専門相談員や通訳の配置による職業相談や、外国人雇用事業所データベースの活用により、外国人向け求人の掘り起こし等、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供等を行う。また、外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集等の周知を通じ、職場における効果的かつ適切なコミュニケーションの周知・啓発を図る。	・外国人雇用サービスコーナー等における外国人求職者の就職件数	厚生労働省	外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置や通訳員による多言語サービスを活用した専門的かつきめ細やかな職業相談・紹介を実施するとともに、外国人求職者が応募しやすい求人の確保・提供等の支援を行った。引き続き、専門相談員や通訳の配置による職業相談や、外国人求職者向け求人開拓等を行う。また、外国人を雇用する企業の事業主・人事労務担当者向けに、外国人社員の労務管理に使えるポイントなどをまとめた「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」等を厚生労働省ホームページで周知している。引き続き、同例文集等の周知を通じて、職場における効果的かつ適切なコミュニケーションの周知・啓発を図る。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
58	「外国人雇用サービスセンター」やハローワークの「留学生コーナー」において、外国人留学生を対象とした、きめ細かな相談支援を行うほか、大学とハローワークとの連携協定の締結や外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム等、大学に対する支援・連携を強化し、インターンシップの充実、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会を開催する等、留学生と企業の更なるマッチングの促進を図る。	・外国人雇用サービスコーナー等における留学生の就職件数	厚生労働省	外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーにおいて、外国人留学生に対するきめ細やかな就職支援を実施するとともに、留学生と企業の相互理解の促進等を図るため、外国人留学生を対象としたインターンシップの実施や、留学生の就職意識の向上やマッチング機会の拡大を図るため留学生向けの合同就職面接会・企業説明会を実施した。引き続き、上記の取組を実施するとともに、外国人雇用サービスセンター等と大学等との連携を強化し、留学早期からその後の就職・定着までの一貫した支援を実施する。
59	留学生の国内企業等への就職促進に係る施策について、施策間の効果的な連携や必要な見直しも図りつつ、中長期的に更なる国内就職率の向上を達成できるよう取組を進める。	・我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合（令和7年度（2025年度）末50%を目指す）	文部科学省	【留学生の就職促進】 留学生就職促進プログラム及び留学生就職促進教育プログラム認定制度において、留学生が国内企業等へ就職するに当たって有効となる教育プログラムの策定支援・認定を実施。 「留学生就職促進プログラム」については、委託先として3大学を選定し、それぞれにおいて各地域の自治体や産業界と連携を図り、外国人留学生の国内就職に資する教育プログラム及び就職支援体制の構築を行っている。引き続き、令和5年度に選定している3大学の支援に取り組む。 「留学生就職促進教育プログラム認定制度」については、5つのプログラムを令和5年10月に新たに認定した。施策間の効果的な連携や必要な見直しについての検討を行いつつ、引き続き制度の普及・促進に取り組む。 【専修学校の国際化推進事業】 令和6年度以降、専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築する。 【外国人留学生キャリア形成促進プログラム】 令和5年度より創設した「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」について、令和6年3月29日に初回の認定を行った。令和6年度以降も毎年度認定を実施し、専門学校を卒業した留学生の日本における就職の促進に取り組む。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
60	外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、雇用管理セミナーの開催等を通じた外国人雇用管理指針の周知・啓発及び事業所訪問等による外国人雇用管理指針に基づく事業主指導を行うとともに、外国人雇用管理アドバイザーによる事業主等からの外国人労働者の雇用管理に関する高度かつ専門的な相談への対応を行う。 また、外国人労働者の職場定着の促進等が図られるよう、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備に取り組んだ事業主への助成を行う。 さらに、外国人の地域への定着に係る効果的な支援内容等について把握・整理し、好事例や改善点について、地方公共団体等に周知を図るとともに、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」上選任が求められている雇用労務責任者への講習について検討し、今後試行的に実施する。	・事業所訪問指導件数	厚生労働省	外国人労働者を雇用する事業主に対しては、通年でハローワークが事業所訪問指導を実施し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（外国人雇用管理指針）に基づき雇用管理改善に関する指導等を行うとともに、事業主向け外国人雇用管理セミナー等においても、外国人雇用状況届出や助成金等の周知を図っている。特に、6月には「外国人労働者問題啓発月間」を開催し、当該期間に積極的な周知啓発を行っている。 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者等を対象とする講習については、令和5年度内に講習を開始した。
61	定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。また、好事例の収集及びその周知等を図ることで日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。	—	厚生労働省	定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練について、令和5年度は9都県で25コース実施した。定住外国人職業訓練コーディネーターについて、令和5年度は3県に配置した。 引き続き好事例の周知等により、訓練の実施を希望する地方公共団体の支援を行う。 【実施コース数】令和3年度：22 令和4年度：23 【コーディネーター配置都道府県数】令和3年度：3 令和4年度：3

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
62	厚生労働省のホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等を活用して、人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、当該労働者のキャリア形成を促進する。	—	厚生労働省	厚生労働省のホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等により、事業主等に対して人材開発支援助成金制度の周知・広報を実施しており、引き続き行っていく。
◎「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等				
63	外国人が「高齢期」を迎えたときに年金を受給できるよう年金制度の周知を図るため、多言語によるパンフレットの配布、日本年金機構ホームページ及び出入国在留管理庁ホームページの外国人生活支援ポータルサイトへの掲載等、現在実施している外国人向け周知・広報を継続するとともに、更なる充実を検討し、可能なものから順次実施する。また、周知・広報の実効性をより高めるため、周知・広報の機会の拡大を検討し、必要に応じて関係機関への協力を依頼した上で、可能なものから順次実施する。	・更なる充実を行った周知・広報の実施 ・拡大した機会による周知・広報の実施	厚生労働省	日本年金機構においては、各種パンフレットの多言語化・日本語版へのフリガナ付記を進め、日本年金機構ホームページへの掲載に加え、同ホームページを関係機関のリンク先として掲載しており、令和5年3月には出入国在留管理庁が作成し外国人生活支援ポータルサイトで公表している「生活・就労ガイドブック」の年金制度に関する部分について、任意加入制度や国民年金の付加保険料に関する説明を追加するなど、周知・広報を継続して実施するとともに更なる内容の充実を図っている。 令和5年度においては更に、日本年金機構ホームページにおいて「外国人向けサイト」を開設して外国人向け情報を一元化して分かり易く改善したほか、外国人向けに年金制度の仕組みや加入手続きについて説明した動画「知っておきたい年金のはなし（外国語版）」を外国人生活支援ポータルサイトへもリンク先として掲載するなど、更なる内容の充実や機会の拡大を進めている。社会保障審議会年金事業管理部会で審議を行った日本年金機構第4期中期目標・中期計画（令和6年度～令和10年度）においても、外国人向け周知・広報については主な施策内容と位置づけており、引き続き、更なる内容の充実や機会の拡大の検討を進め、必要に応じて関係機関への協力を依頼した上で、可能なものから順次実施していく。
64	厚生労働省ホームページに掲載している介護保険制度に関するリーフレットにより、外国人への情報提供・発信を継続するとともに、必要に応じて当該リーフレットの内容の更新等を検討する。	—	厚生労働省	多言語による制度周知を引き続き実施している。今後は制度改正を踏まえ、内容更新について検討する。
◎ライフステージに共通する取組				
65	再掲4			
66	再掲15			
4. 共生社会の基盤整備に向けた取組				
◎共生社会の実現に向けた意識醸成				

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
67	外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進していくため、「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」を創設し、共生社会の実現をテーマとした各種啓発イベントを行うことを検討し、必要な啓発イベントを順次実施する。 また、各地の外国人在留支援に関係する機関が実施するイベントにおいて、外国人在留支援センター（F R E S C / フレスク）に関する広報活動や、当該イベントについて、F R E S C における周知・協力等を行うなど、地域における啓発活動を推進する。	・啓発イベントの参加者数 ・各種啓発イベントの広報実施状況 ・啓発イベントの認知度 ・周知を行ったイベント数	法務省	【啓発月間について】 外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進するために、毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定め、当該月間の認知度を向上させる広報・周知の取組を実施した。具体的には、令和6年1月に、中央イベントとして外国人との共生社会の実現をテーマとした「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催し、また、全国の小中高生等を対象とした出前講座を行うなどの啓発活動を実施した。 令和6年度においては、令和5年度の実施結果を踏まえ、これらの啓発活動について、より効果的な方策を検討し、実施する。 【F R E S C の広報及び地域における啓発活動】 令和5年度（2月末時点）に、外国人技能実習機構などの関係機関が開催した研修・講演に講師として参加した際に、外国人在留支援センター（F R E S C）の業務概要を説明するなどして、F R E S C に関する広報活動を計13回（前年度11回）行ったほか、令和5年10月に「大新宿区まつり協賛四谷大好き祭り2023inコモレ四谷」（1回）に出展し外国人在留支援センター（F R E S C / フレスク）の取組について広報・周知活動を行った。 今年度の活動を踏まえ、必要な広報・周知を順次実施する。 F R E S C 入居機関及び地方出入国在留管理局が行うもの以外のイベント開催についても情報収集し、地方での広報活動を拡大するための検討を行う。
68	政府における外国人に関する共生施策について、外国人や国民の理解を得ながら、既存施策の改善や新たな施策の企画・立案を行っていくため、共生施策の実施状況を白書として取りまとめ、公表することを検討し、その検討結果を踏まえ、白書を作成・公表する。	・発行部数 ・閲覧者数 ・認知度 ・「外国人との共生に関する白書（仮称）」を作成・公表	法務省	令和5年度においては、前年度の検討結果を踏まえ、より多くの国民や在留外国人等に、共生施策を親しみやすく、手軽に認知してもらえるよう、実施状況の取りまとめ方法について検討を行った。また、前述の観点から取りまとめた冊子について、令和6年1月に日本語版、令和6年2月に英語版の初号の発刊を行った。冊子の内容や周知方法等を検証した上で、次年度以降も引き続き、当該冊子を取りまとめ、公表していく。
69	法務省の人権擁護機関では、年間を通じて、「外国人の人権を尊重しよう」を人権啓発活動における強調事項の一つとして掲げ、外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とする講演会等の開催、啓発冊子の配布、啓発動画のDVDの貸し出しやYouTube法務省チャンネルでの配信等の各種人権啓発活動を実施しているところ、これらの取組を引き続き実施する。	（参考指標） ・人権教室総参加者数 ・法務省ホームページの人権啓発等に関するページのアクセス数 ・バナー広告インプレッション数 ・バナー広告クリック数	法務省	法務省の人権擁護機関では、年間を通じ、「外国人の人権を尊重しよう」を人権啓発活動における強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を行っている。 今後も、これらの取組を引き続き実施する。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
70	外国人との共生を更に推進していく必要があることから、引き続き、国際移住機関（IOM）との共催による「外国人の受入れと社会統合に関する国際フォーラム」を開催し、外国人の受入れ施策を講じるための知見を得る機会とする。	・フォーラム開催実績・参加者数	外務省	令和5年度には令和6年2月27日に「外国人の子どもの学習支援とキャリア支援」をテーマとしたフォーラムを開催し、326人の参加者があった。令和6年度以降も開催を継続することとし、今回の参加者のアンケート結果等も踏まえて、国際移住機関等とも連携しながら時機を捉えたテーマで開催を検討する。
71	「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」により、日本人と外国人が互いを尊重しながら共に学ぶ授業の実施や、散在地域における日本語指導等の指導体制構築などのモデル的な実践研究を実施する。また、調査研究の成果を踏まえ、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を進める。 補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、共生社会における共に学び成長する授業を推進する取組を充実する。	・多文化共生に関する研究の成果を普及	文部科学省	「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」により、日本人と外国人が互いを尊重しながら共に学ぶ授業の実施や、散在地域における日本語指導等の指導体制構築などのモデル的な実践研究を実施し、調査研究の成果を踏まえ、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を進めている。 補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、共生社会における共に学び成長する授業を推進する取組を充実している。 引き続き、これらの取組を推進していく。
◎ 社会制度等の知識習得のための仕組みづくり				
72	再掲6			
73	再掲7			
◎ 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等				
74	出入国管理統計及び在留外国人統計等のバックデータ等を活用し、国籍、年齢、在留資格及び雇用状況届出情報等を基に業種（職種）別などの外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を順次作成・公表する。 また、出入国在留管理庁が保有する外国人に関する属性情報及び地域別の在留情報等を活用し、各府省庁が所管する既存の統計表に新たに取り入れることができる項目を調査し、各府省庁が有する得意分野を分担することにより、外国人の生活状況の実態把握が可能な府省庁横断的な統計表を順次作成・公表する。	・新たな統計の作成・公表	法務省	各府省庁及び地方公共団体に対し出入国在留管理庁が公表する統計情報の利活用状況、要望等に係るニーズ調査を実施したことから、新たな統計表の作成・公表に向けて、調査結果を集計し、検討及び分析を行う。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
75	外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、労働移動等の実態を適切に把握するための統計調査を実施する。	・新たな公的統計の実施	厚生労働省	外国人労働者を対象とした新たな「外国人雇用実態調査」について今年度から実施している。令和5年10月から11月を調査の実施期間とし、調査票の配布、回収を進め、データを精査中。令和6年夏頃に公表予定である。
76	再掲15			
77	再掲68			
◎ 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化				
78	再掲16			
79	受入環境調整担当官の職員研修を拡充することにより、専門性の高い職員を育成し、外国人の支援や受入れ環境整備を促進する。	・研修期間 ・研修1回当たりの単位数 ・研修参加者数 ・研修内容の見直し回数	法務省	令和5年4月25日、受入環境調整担当官等に対する研修を実施した。研修の実施方法等を更に見直し、令和6年度は、多くの者に充実した内容の研修を実施する。
80	国が発信する情報へのアクセスや、地方公共団体の一元的相談窓口での相談が困難な在留外国人を主たる対象として、民間支援団体が行う情報発信・情報提供、困難に陥っている外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業を実施する。また、試行事業の結果を踏まえ、必要かつ可能なものを実施していく。	・支援実施の件数（令和4年度（2022年度）及び同5年度（2023年度）の試行実施の検討結果を踏まえて検討）	法務省	令和4年10月から実施しているアウトリーチ支援の試行事業について、令和5年度においても、同様に民間支援団体を通じて情報発信・情報提供等を実施している。同団体から、在留外国人への情報発信・情報提供などのアウトリーチ支援の取組状況について定期的に報告を受けており、令和6年度の実施に向け検討を行っている。引き続き事業を実施し、その結果を踏まえ、情報発信や相談対応、行政等の窓口への同行支援等について必要かつ可能なものから順次実施してまいりたい。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
81	地方出入国在留管理局に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンターに寄せられた相談について、必要に応じて当該相談の解決に向けて地方公共団体等の関係機関と連携・協力して対応する。そのための受入環境調整担当官及び地方公共団体担当者等に対する研修の実施並びに研修実施状況の分析・検証、連携事例集作成等の関係機関との連携強化に資する取組を実施する。	・関係機関間の連携強化等の取組の実施（令和4年度（2022年度）以降の検討結果を踏まえて検討）	法務省	地方出入国在留管理局に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンターに寄せられた相談について、受入環境調整担当官が必要に応じて当該相談の解決に向けて地方公共団体等の関係機関と連携・協力して対応している。また、一部の官署においては、同センターの事業内容に生活相談の対応を追加した。 さらに、出入国在留管理庁において、受入環境調整担当官及び地方公共団体担当者等に対する研修の実施や連携事例集作成等の関係機関との連携強化の方策の検討を行っている。 関係機関との連携強化に資する取組について検討を行ったところ、現状では外国人在留総合インフォメーションセンターにおいて関係機関との連携を必要とする相談が少ないため、このような連携事例があった場合は、適時出入国在留管理局間で共有することを検討してまいりたい。 引き続き、外国人在留総合インフォメーションセンターに寄せられた相談について適切な対応を行うとともに、地方公共団体等の関係機関との連携強化に資する取組を検討、順次実施してまいりたい。
82	法令整備及び関係機関との必要な調整等を通じて、出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討を行う。	・関係機関からの情報取得に向けた準備等を実施（令和4年度（2022年度）及び令和5年度（2023年度）の検討結果を踏まえて検討）必要に応じて所要の措置（法令整備等）を講ずる	法務省	マイナンバーを利用した行政機関間の情報連携により在留外国人の利便性向上を図るため、令和5年に成立した番号利用法等の一部改正法において、番号利用法別表に「在留資格に係る許可に関する事務」等を追加した。また、その他に運用開始に向けて必要な準備を進めた。 今後は、関係機関との調整、法令整備及びシステム整備等、引き続き運用開始に向けて必要な準備を進める。
83	在留資格手続のオンライン申請や電子届出について、完全オンライン化の実現を図るとともに、オンライン申請時において、申請人がマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築を検討する。	・検討結果を踏まえ必要な措置を実施 ・マイナポータルの自己情報取得APIとの連携の実施	法務省	在留資格の手続のオンライン申請や電子届出について、完全オンライン化に向けたシステム改修に係る要件などの検討を行った。また、マイナポータルの自己情報取得APIと在留申請オンラインシステムの連携については、システム改修を行い、令和6年3月に運用を開始した。 引き続き、完全オンライン化の実現に向けた検討を行っていく。また、今後、関係省庁と連携し、取得対象の拡大に向けて検討を行っていく。
84	再掲18			

令和５年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和６年３月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
85	マイナンバーカードと在留カードの一体化の実現を目指し、今後必要となる関連法案の提出やシステム整備等を進める。	・法令及びシステム等の整備	法務省	マイナンバーカードと在留カードの一体化により、外国人が高い利便性を得られるものとするための検討を進め、必要な関連法案を令和６年通常国会に提出した。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和５年６月９日閣議決定）を踏まえ、必要となる関係法令やシステムの整備等に向けた準備を進める。
86	再掲４			
87	地方出入国在留管理局を拠点として民間支援団体等に対し、情報提供・相談対応を行うとともに、受入環境調整担当官及び地方公共団体担当者等に対する研修の実施並びに研修実施状況の分析・検証、連携事例集作成等の関係機関との連携強化に資する取組を実施する。	・関係機関間の連携強化等の方策の実施（令和４年度（2022年度）及び５年度（2023年度）の検討結果を踏まえ検討） ・把握している外国人支援団体数 外国人支援団体等への情報発信の回数 ・適切な相談対応の実施	法務省	地方出入国在留管理官署において、外国人支援団体等に対し、外国人の生活に関する情報提供を行い、また、同団体等から、意見交換の場において相談があった場合や個別に相談を受けた場合、適宜対応している。 地方出入国在留管理官署の受入環境調整担当官が把握している外国人支援団体数は、令和６年１月末時点で294団体であり、これらの団体に対し、受入環境調整担当官から、令和５年４月から令和６年１月末までの間に59回、マイナンバーカード取得や外国人の子どもの就学支援に関する情報等を発信した。 また、出入国在留管理庁において、受入環境調整担当官及び地方公共団体担当者等に対する研修の実施や連携事例集作成等の関係機関との連携強化の方策の検討を行っている。 関係機関との連携強化に資する取組について検討を行ったところ、現状では関係機関との連携を必要とする相談対応事例が少ないため、このような連携事例があった場合は、適時出入国在留管理局間で共有することを検討してまいりたい。 引き続き、地方出入国在留管理局を通じた民間支援団体等への情報提供及び相談対応を行うとともに、地方公共団体等の関係機関との連携強化に資する取組を検討、順次実施してまいりたい。
88	「地域経済分析システム（RESAS）」を参考に、各地方公共団体における外国人に関する基礎統計の把握を通じて重点的な受入れ環境整備につなげるほか、各地方公共団体のデータを見える化するなど、外国人に関する共生施策の企画・立案に資するデータの提供の検討を行う。	・外国人に関する共生施策の企画・立案に係る地方公共団体のデータの活用状況	法務省	関係省庁との協議を引き続き行うとともに、地方公共団体におけるデータ活用のニーズについて調査を行った。当該結果も踏まえ、来年度以降も検討を進めることとしている。
◎ 外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり				
89	再掲６			

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
90	介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある外国人留学生の介護福祉士養成施設等の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的として、学費や生活費などについて、奨学金の給付等の支援を行う。	・「外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業」を実施する都道府県数	厚生労働省	平成30年度より、介護福祉士の資格取得を目指す留学生に奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、都道府県を通じて当該支援に係る経費の補助を行っており、更なる支援を推進するため、令和6年度当初予算では、当該事業の補助基準額の加算を設けた。
91	在留資格「特定技能」に係る介護分野において、分野別協議会等を通じ、特定技能外国人の相談窓口や活用可能な施策等、外国人材の受入れに有益な情報提供を引き続き行う。また、ビルクリーニング分野においても、分野別協議会や各種セミナー等の場を活用し、人材育成等の優良事例の周知等の情報提供を引き続き行う。 さらに、介護分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために、介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援、相談窓口等の支援を行う。	・特定技能外国人にとって有用な情報提供を実施 ・特定技能外国人の受入れに係る環境整備等の取組の実施	厚生労働省	介護分野においては、協議会運営委員会やメール等で適宜情報発信を行っているところ。また、各都道府県が実施する介護技能向上のための研修等や介護の日本語学習を自律的に行うための整備及び相談窓口等の経費に係る費用について補助を行っている。 令和6年度においても、引き続きこれらの取組を通して外国人材の受入れに有益な情報提供や環境整備等を行っていく。 ビルクリーニング分野においては、引き続き、特定技能協議会等における情報提供や、外国人材の受入環境整備を進めていく。
92	在留資格「特定技能」に係る農業、漁業、飲食品製造業及び外食業の各分野において、分野別協議会等を通じ、出入国在留管理庁のホームページやマッチングイベント等、外国人材の受入れに有益な情報提供を引き続き行う。 また、これら各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために、外国人材の受入れや就労改善等の取組方法及び優良事例の作成・周知、相談窓口の設置等の取組を支援するとともに、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動等の取組を支援する。	・労働環境のアンケート調査において、労働環境に満足していると回答した外国人材の割合	農林水産省	(情報提供) 農業、漁業、飲食品製造業及び外食業の4分野で、出入国在留管理庁が主催するマッチングイベントについて、各分野の特定技能協議会の構成員である業界団体への周知を実施した。令和6年度においても、引き続き外国人材の受入に有益な情報提供を行う予定。 (環境整備) 農業分野では、優良事例を収集し、受入機関や関係団体等に対して周知した。また、農業分野・飲食品製造業・外食業の3分野共同で、外国人及び外国人を受入れる事業者向けの相談窓口(14か国語)を設置し、相談対応と助言活動を実施した。令和6年度においても、引き続き優良事例の収集・周知や相談窓口における相談対応と助言活動を実施する予定。 漁業分野では、漁協等による外国人向け相談対応の取組や巡回指導等を支援し、優良な特定技能外国人材の受入れ事例を収集した。令和6年度においても、引き続き漁協等による取組に対する支援や優良事例の収集等を実施する予定。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
93	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の受入れ企業等を構成員とする製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会や、経済産業省が設置するポータルサイトをとおして、特定技能外国人をはじめ外国人材の受入れに有益な情報提供を引き続き行う。 また、受入れ企業や外国人材を対象とした相談窓口の設置やセミナーの開催、特定技能外国人の受入れに係る優良事例の作成・周知等の特定技能外国人の受入れに係る支援を行う。	・特定技能外国人等にとって有用な情報提供を実施 ・特定技能外国人の受入れに係る支援の実施	経済産業省	・特定技能制度の概要や変更点について記載した資料やFAQ、外国人材受入れ事例をポータルサイトに掲載し周知するとともに、受入れ事業者や外国人材向けのセミナーを定期的に開催することで、制度の周知・理解促進を図っている。また協議・連絡会の入会手続きや相談窓口対応についてもそれぞれ月あたり数十～百件対応しており、受入れ事業者らが制度を円滑に活用できるよう支援を進めているところ。加えて特定技能1号評価試験に関する情報提供や試験を実施しつつ、令和5年11月からは特定技能2号の評価試験も開始した。 ・令和6年度は、引き続き上記のセミナー等による制度周知や評価試験の実施等を進めるとともに、技能実習制度見直しにかかる影響を考慮し、適切なタイミングで情報共有を図り、受け入れ事業者や業界団体らの不安を解消する。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
94	在留資格「特定技能」に係る建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業及び宿泊業の各分野において、分野別協議会等を通じ、出入国在留管理庁のホームページやマッチングイベント等、外国人材の受入れに有益な情報提供を引き続き行う。 また、受入れ企業や関係団体等から意見を聴きつつ、優良事例の周知やセミナー、表彰（建設分野における「外国人材とつくる建設未来賞」）の実施等により、受入れ企業等が特定技能外国人を適切に育成し、特定技能外国人も自ら成長できるような環境の整備を促進する。	・特定技能外国人にとって有用な情報提供を実施 ・受入れ企業における人材育成環境の整備	国土交通省	（建設分野） 特定技能1号評価試験の海外試験を11か国で実施。 一般社団法人建設技能人材機構（JAC）による特定技能制度説明会を全国で実施。 令和5年12月に2023年度「外国人材とつくる建設未来賞」表彰式を開催し、パンフレット等により優良事例を周知。 （造船・船用工業分野） ・出入国在留管理庁が実施するマッチングイベント等について、協議会会員へのメールによる周知及び国土交通省のホームページへの掲載を実施。 ・その他、巡回指導における外国人労働者の失踪防止策の周知を実施している。 ・特定技能外国人の受入れ環境整備の促進を図るため、優良事例集を国土交通省のホームページにも掲載している。 引き続き、事業者にとって有益な情報の発信・特定技能外国人が成長できる環境の整備を促進するための取組を実施してまいる。 （自動車整備分野） ・令和5年12月末時点の実施状況として、自動車整備分野においては、更なるマッチングの促進及び外国人材のキャリアパスの明確化を図るため、自動車整備事業者に対して、国内マッチングイベント等の周知及び自動車整備分野特定技能協議会による特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨の周知等を、自動車整備分野特定技能協議会を通じて引き続き行っている。 ・令和6年度以降の取組予定として、自動車整備分野では、他分野の事例等を踏まえつつ、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。また、自動車整備分野特定技能協議会において、情報収集に努め、特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。 （航空分野） 航空分野においては、出入国在留管理庁が主催するマッチングイベントや海外ジョブフェアについて、関係事業者に周知した。 （宿泊分野） ・ポータルサイトにおいて、制度周知や優良事例、キャリアパス等を紹介するなど、外国人材受入れに係る情報提供を実施している。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
95	社会参加に意欲のある外国人及び多文化共生に理解のある日本人の育成、また外国人と地域コミュニティ、地方公共団体等との橋渡しなどにより、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるような体制構築を支援する。 多文化共生社会構築に向けた取組の一環として、 ①外国人地域リーダーの育成（外国人受入れ企業、日本語学校、自治組織、学校、行政等の日本側パートナー団体を巻き込み、日本在住外国人の市民団体の活動を支援する。（防災活動、自治会活動、日系人リーダー育成等）） ②国内外の多文化共生に精通した国際協力推進員等の活動推進（加えて、異文化コミュニケーション・多文化共生に理解のあるJICA海外協力隊事業を通じた人材育成及び帰国隊員の活動推進）を実施する。	・研修を実施した地方公共団体・関係団体数（令和8年度（2026年度）累計30団体） ・全国で活動する国際協力推進員の累計数（令和8年度（2026年度）累計100名）	外務省	外国人地域リーダーの育成、およびJICA国際協力推進員等の活躍推進については、施策内容に沿った取組を実施中である。具体的には、令和5年4月以降同年12月迄に13団体の地方公共団体・関係団体を対象とした研修等を実施、令和5年4月以降同年12月迄に新規に25名の国際協力推進員を配置、全国で活躍している。 引き続き、異文化コミュニケーション・多文化共生に理解のあるJICA海外協力隊事業を通じた人材育成及び帰国隊員の活動、および国内外の多文化共生に精通した国際協力推進員等の活動を推進する。また、社会参加に意欲のある外国人及び多文化共生の理解のある日本人の育成、外国人と地域コミュニティ、地方公共団体等と連携した研修等により、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるような体制構築も支援する。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
96	「地方公共団体の地方創生に資する外国人材受入支援・共生支援に係る施策の推進等に関する調査」により外国人材の受入れ支援や共生支援などの優良事例等の収集・横展開を行う。地方公共団体の地方版総合戦略に基づく先導的な取組については、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の活用も含め支援する。	・特定技能外国人がいる全ての市において、特定技能外国人の受入れ支援や多文化共生支援のための先導的な施策を取り入れている割合（令和8年度（2026年度）85%）	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局	外国人材の受入れ支援や共生支援などの優良事例等の収集・横展開をした。必要に応じて、令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）（第1回・第2回）において、地域における外国人材の活躍と多文化共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援した。（令和5年度交付対象関連事業：35事業） 引き続き、外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）により支援を行う。
97	国家戦略特別区域制度により、令和3年（2021年）7月に措置された「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」について、国家戦略特別区域内における活用の促進を図る。	・育成外国人美容師数の増加 ・特例活用する地方公共団体数の増加	内閣府（地方創生推進事務局）	令和4年8月に東京都が外国人美容師育成事業の監理実施機関を決定し、以後、日本での就労を希望する留学生とマッチングを進め、順次育成計画を認定している。令和5年4月に3名の外国人美容師の就労が開始され、令和6年3月末時点で7名が就労している。
◎ 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築				
98	永住許可の予見可能性を高めるため、独立生計要件及び国益要件における目安額を設定することに加え、永住許可直後に不自然な事情の変更が生じる事案が見受けられることを踏まえ、審査方法の見直しの必要性を検討するほか、許可後に公的義務を履行しなくなるなど、永住者としての要件を満たさなくなったと思われる事案について、永住許可の取消しを含めて対処できる仕組みを構築する。	・検討結果を踏まえ必要な措置を実施	法務省	独立生計要件等の目安額の設定については、設定のための検討に資するべく、これまでの運用状況について確認中である。 また、令和6年通常国会提出の入管法及び技能実習法改正法案に、永住につながる外国人の増加を想定した永住許可制度の適正化が盛り込まれた。 永住許可の目安額の設定について引き続き検討していくとともに、改正法の施行に向けた準備を進める。

令和5年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況

令和6年3月末時点

施策 番号	具体的取組	KPI	担当省庁	「実施状況」及び「今後の予定」
99	外国人雇用状況届出情報をはじめとした偽装滞在者等に係る情報の収集・分析を強化するなどして、迅速かつ効果的な事実の調査や摘発に活用するための必要な体制を検討し、構築する。	・偽装滞在者及び偽装滞在をほう助する者等として退去立件された者の数	法務省	令和5年12月に入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会を開催し、関係機関と情報の共有を図るとともに、連携を深め、協力してより効果的に対処するための方策等について協議した。 同協議会において共有された情報を参考に、効果的な調査手法等の検討を進めるなどして、引き続き、偽装滞在者の発見・摘発に活用するための必要な体制の検討・構築に取り組んでいく。
100	関係機関との協力関係を強化し、不法滞在者等の縮減に向けた摘発や、不法就労防止及び不法滞在者の自主的な出頭促進に向けた広報・啓発活動を積極的に実施する。	・不法残留者統計における対前年比減 ・「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」の実施等による適正な雇用等に関する効果的な周知	法務省	令和5年6月、不法就労外国人等に係る情報及び意見の交換を行うとともに、有効かつ適切な施策について協議することを目的とした「不法就労外国人対策等協議会」を開催し、具体的施策を取りまとめるなどしたほか、同協議会から経営者団体に対し、不法就労等外国人対策への協力を要請した。 引き続き、関係機関との情報交換を積極的に行うなど連携を強化し、不法滞在者等の縮減に取り組んでいく。 適正な外国人の雇用を推進して不法就労を防止するため、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」を主題として、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に対して、関係省庁、地方公共団体等の協力を得てリーフレットを配布するとともに、駅前や繁華街での街頭広報活動などを通じて、外国人を受け入れるに当たっての留意点等のほか、不法就労防止に係る啓発活動を行った。引き続き、同様の取組を実施していく。
101	国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）等の関係機関と緊密に連携しつつ、難民該当性に関する規範的要素の明確化、難民調査官の能力向上及び出身国情報の充実を通じて、難民認定制度の運用の一層の適正化を図る。	・明確化に関する文書を公表 ・研修を実施 ・情報交換を実施	法務省	【規範的要素の明確化について】 令和5年3月に難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定・公表し、さらに12月に補完的保護対象者の認定制度の創設を踏まえて改訂した。 【難民認定制度の運用の適正化について】 入管法等改正法の衆議院の修正において、難民調査官に対して必要な研修を行うものとされているところ、令和5年から新たに新任の難民調査官に対する研修を実施しているほか、令和6年からは難民調査官に難民認定に係る職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的とした研修を実施予定であり、難民調査官の更なる能力向上を図る。 難民認定数の多い諸外国当局との間において、難民認定審査における先例に基づき、同審査における判断の在り方等に関する意見交換を実施。